

(記載第 6-8 号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年4月13日

関ヶ原町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

[illegible]